

青森県森林整備作業に係る指名競争入札参加者の資格審査等 に関する要領の細部運用

制定	平成19年	3月27日	青林第1187号
改正	平成19年	6月1日	青林第225号
改正	平成20年	10月9日	青林第638号
改正	平成21年	1月16日	青林第928号
改正	平成22年	3月25日	青林第1159号
改正	平成27年	4月9日	青林第61号

(運用)

第1 青森県森林整備作業に係る指名競争入札参加者の資格審査等に関する要領（平成19年3月27日付け青林第1186号農林水産部長通知、以下「部長通知」という。）に基づき実施する治山事業等の森林整備作業について、細部の運用を定める。

(対象事業及び作業)

第2 部長通知第1条第1項の治山事業等とは、治山事業・県営林整備事業・森林病虫害等防除事業をいう。

2 部長通知第1条第2項の森林整備作業のうち「植栽、保育等の森林の整備に係る作業」とは、次の各号に掲げる作業をいう。

(1) 植栽工

植栽、下層木植栽、改植、補植等並びに、植栽に附帯する一連の作業（施肥、衝立、支柱、造林地整理等）

(2) 保育工

下刈（除草剤の散布含む。）、追肥、雪起し、除伐、本数調整伐、受光伐、つる切り、枝落とし等の作業

(3) 林相改良

上記(1)及び(2)に準じる。

3 部長通知第1条第2項の森林整備作業のうち「これに附帯する軽易な工事（コンクリート、鋼材等又は機械力を使用しない工事）」とは、次の各号に掲げる工事をいう。

(1) 木材等を使用した、地上高が1m以下の防風工、静砂工、堆砂工

(2) 木材等を使用した、断面積が1㎡以下の水路工

- (3) 治山事業、県営林事業並びに造林事業により伐採された現地発生材を現地において直接造材・加工し使用する工種
- (4) 盛土工、造林地整地、人工砂丘、土罌工等
- (5) 土留工、柵工、埋設工等
- (6) 法枠工
- (7) 伏工、筋工、積苗工等
- (8) その他林政課との協議事項により認められたもの
(競争入札参加資格)

第3 部長通知第2条第1項第3号の規定において、林業作業職員の資格は、どちらか一方の資格のみに偏らないものとする。

2 部長通知第2条第1項第4号に定めるほか、市町村税についても滞納していないこと。

(資格審査の添付書類)

第4 部長通知第4条第1項第3号に定める添付書類として、建設業退職金共済加入証を同様の書類として認める。

(有資格者名簿)

第5 部長通知第6条に定めている資格者名簿は、公表できるものとする。

(有効期間)

第6 部長通知第7条に定めに関わらず、平成19年7月1日から7月31日までの申請に係る有資格者の有効期間については、平成21年3月31日までとする。

(入札の執行)

第7 部長通知に係る入札を執行する場合は、各号に掲げるとおり実施する。

(1) 指名競争入札の場合の取扱い

ア 指名業者の選定及び指名業者の数は、青森県森林土木事業等指名業者選定要領「第3章森林整備作業の指名業者の選定」に基づき実施する。

イ 予定価格は、事前公表しない。

ウ 作業費内訳書について、提出する必要はない。

(2) 随意契約の場合の取扱い

ア 対象となる金額(予定価格)は、青森県財務規則第147条第1

項（随意契約のできる場合の限度額）の表中（6）前各号に掲げるもの以外のもの100万円以下とする。

イ 見積者の数は、青森県財務規則第148条第1項の規定により、特別の理由がある場合を除き、2人以上とする。

ウ 予定価格は、事前公表しない。

エ 作業費内訳書について、提出する必要はない。

（一般管理費等の補正）

第8 森林組合等と随意契約を締結する場合は、予定価格の算定を行う設計積算に使用する一般管理費等の率を、一般業者に対する所定率より5%減じた率とする。

なお、追加作業を同一の者が施工することが合理的と判断した随意契約及び変更見込金額が請負代金額の30%を超える部分の作業（請負代金額が増額となる場合に限り、変更見込金額が1,000千円以下となるものを除く。）を随意契約で締結する場合は適用しない。

（施行）

第9 この運用は、平成19年6月1日から施行する。